

議案第141号

磁気共鳴断層撮像装置の取得について

磁気共鳴断層撮像により早期診断及び治療の効果を高めるため、次の機器を買い入れる。

- 1 物 件 磁気共鳴断層撮像装置 一式
- 2 契約の相手方 東京都港区芝浦1丁目1番1号浜松町ビル
コニカミノルタジャパン株式会社
- 3 契約金額 199,800,000円
- 4 納入期限 平成30年3月20日

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

磁気共鳴断層撮像装置を買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。